

農地法第5条届出書の添付書類

【市街化区域の農地転用】

○農地法第5条 農地を農地以外のものにするため、所有権を移転し、又は使用収益を目的とする権利（賃貸借権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利等）の設定又は移転をする場合

	添付書類	備考	部数	チェック
1	土地登記簿謄本		1部	
2	法人登記簿謄本	申請者が法人の場合	1部	
3	公図の写し	申請土地をマーカー等で囲う	1部	
4	土地の位置図	申請土地をマーカー等で囲う	1部	
5	土地改良区の受理書	申請地が洛西土地改良区の区域内にある場合	1部	
6	小作に関する合意解約書	貸借が設定されている場合	1部	
7	仮登記・根抵当権の抹消承諾書	仮登記・抵当権が設定されている場合	1部	
8	隣接農地の同意書		1部	
9	転用計画図（建物配置図等）		1部	
10	平面図等（建物構造図等）	勾配、建物・擁壁の高さ、大きさ	1部	
11	委任状	代理人が申請する場合	1部	

※その他、必要に応じて上記以外の書類を求める場合があります。

【注意事項】

- ◎ 受付は、随時行っています。
- ◎ 受理通知書は、受付日から14日以内に交付します。
- ◎ 届出時に添付書類等が整っていないと受付できません。
- ◎ 登記簿謄本等公的証明については、提出日以前3か月以内に交付を受けたものを添付してください。
- ◎ 登記簿謄本に記載されている住所・氏名と、申請人の現住所・氏名が異なる場合は、住民票戸籍の附票等が必要です。
- ◎ 共有の場合は、持分を明記の上、すべての共有者について記入してください。

問い合わせ先

向日市農業委員会事務局

電話 075-874-2485（直通）

075-931-1111（代表）